

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「横川、牧園、霧島及び福山地区」を「中山間地域（霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（平成28年霧島市条例第14号）第2条第1号に規定する区域）」に改める。

別表中ノ団地の部備考の欄中「特定公共賃貸住宅」を「準公営住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

国分及び隼人地区の中山間地域並びに溝辺地区に設置している市営住宅の入居者の資格を緩和することにより、当該住宅への入居促進を図るとともに、中ノ団地を特定公共賃貸住宅から準公営住宅へと変更することにより、当該住宅への入居促進も図ることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。